

特 約 事 項

(測量・建設コンサルタント等業務用)

1 低価格入札者と契約する場合の措置

測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項各号の適用

有 ・ 無

2 再委託等の制限

- (1) 受注者は、この業務に関して次のいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としてはならない。
 - ア 建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者（指名除外要綱別表第18号（営業不振）によるもので、知事が認める者は除く。）
 - イ 県発注工事における下請負の制限基準により再受託を制限された者で、その再受託の制限の期間が経過しない者
 - ウ 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者
- (2) 受注者は、(1)ウに該当する者を、その他の契約（再委託以外の契約をいう。以下同じ。）の相手方としてはならない。
- (3) 受注者は、この業務に関する再受託者が、(1)アからウに該当する者を再委託契約の相手方とすること、又は(1)ウに該当する者を、その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

3 立入調査の実施

発注者は、受注者が業務の実施に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。

4 暴力団等からの不当要求等の排除について

- (1) 委託契約を締結した営業所等に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出すること。（既に講習を受講している場合は、直近の受講修了書の写しを速やかに提出すること。）
- (2) 暴力団等から不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
- (5) 発注者と工程に関する協議を行った結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、約款第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。
- (6) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (7) 当該被害により、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、約款第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。